

# 資料編

## 資料編

日本国憲法（抄） .....	51
世界人権宣言 .....	54
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画.....	58
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	68
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....	70
部落差別の解消の推進に関する法律.....	76
知立市人権施策推進本部設置要綱.....	77
知立市人権に関する市民意識調査結果.....	79
用語解説 .....	96

# 日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

昭和 23 年 12 月 10 日  
第 3 回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償

でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



# 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

## 1. 基本的考え方

（1） 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成6年（1994年）12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人種差別撤廃条約)にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なにかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待

される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

## 2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

### (1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- 1) 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- 2) 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- 3) 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

### (2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- 1) 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- 2) 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- 3) 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- 4) 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

### (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- 1) 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- 2) 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発

及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。

- 3) 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
  - 4) 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
  - 5) 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
  - 6) 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
  - 7) 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
  - 8) 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。
- (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

1) 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

2) 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

3) 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

4) 教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

5) 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

6) 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

7) 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

8) 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

9) 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

10) 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

11) 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

12) 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

13) マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

### 3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

#### (1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」

において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- 1) 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
  - 2) 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
  - 3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
  - 4) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
  - 5) 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
  - 6) 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りのもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
  - 7) 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
  - 8) 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
  - 9) 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
  - 10) 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
  - 11) 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。
- (2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- 1) 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- 2) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- 3) いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- 4) 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- 5) 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- 6) 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- 7) 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

### (3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- 1) 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- 2) 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- 3) 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- 4) 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- 5) 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- 6) 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- 7) 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

### (4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の

理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- 1) 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- 2) 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- 3) 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- 4) 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- 5) 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

#### (5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- 1) 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
  - ア 人権問題啓発推進事業
  - イ 小規模事業者等啓発事業
  - ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
  - エ 教育総合推進地域事業
  - オ 人権教育研究指定校事業
  - カ 人権教育総合推進事業
  - キ 人権思想の普及高揚事業
- 2) 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- 3) 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。



## (6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- 1) 平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- 2) 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- 3) 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- 4) 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- 5) アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

## (7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- 1) 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- 2) 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- 3) 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

## (8) HIV感染者等

### 1) HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

### 2) ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

#### 4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- 1) 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- 2) 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- 3) 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- 4) 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。
- 5) 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

#### 5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年法律第 65 号

平成 25 年 6 月 26 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要として

いる旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。



4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 知立市人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、知立市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する行動計画の策定並びに総合的な推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する関係部局との総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市長をもって充てる。

- 2 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 推進本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会には、必要に応じて関係課長の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部、幹事会及び部会の庶務は、企画部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推 進 本 部		
市長	副市長	教育長
企画部長	総務部長	危機管理局長
福祉子ども部長	保険健康部長	市民部長
建設部長	都市整備部長	上下水道部長
教育部長	議会事務局長	

別表第2（第6条関係）

幹 事 会		
企画部協働推進課長	企画部企画政策課長	総務部総務課長
危機管理局安心安全課長	福祉子ども部福祉課長	福祉子ども部子ども課長
保険健康部長寿介護課長	保険健康部健康増進課長	市民部市民課長
市民部経済課長	建設部建築課長	都市整備部都市計画課長
上下水道部水道課長	教育部学校教育課長	教育部生涯学習スポーツ課長

# 知立市人権に関する市民意識調査結果

## (1) 調査の目的

知立市民各層の人権に関する意識を把握し、人権問題についての、より効果的な啓発活動や適切な施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

## (2) 調査仕様

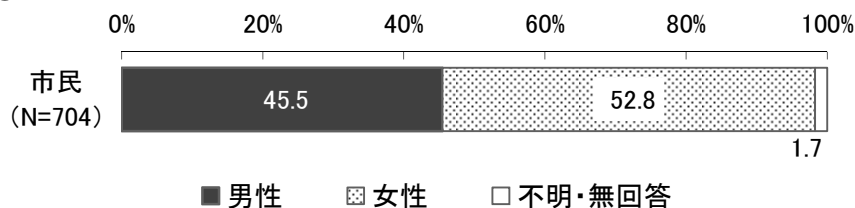
調査対象地域	知立市全域
調査対象	市内に在住する20歳以上の男女
標本数	2,000人
調査時期	平成28年11月18日～12月16日
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出法
調査方法	配布：行政連絡員 返送：郵送

### 【回収数】

	配布数	回答数	回収率
男性	1,000件	320件	32.0%
女性	1,000件	372件	37.2%
性別未回答	—	12件	—
総数	2,000件	704件	35.2%

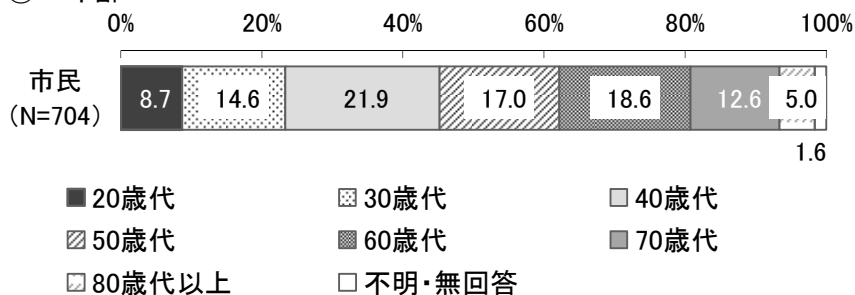
### 【属性】

#### ① 性別



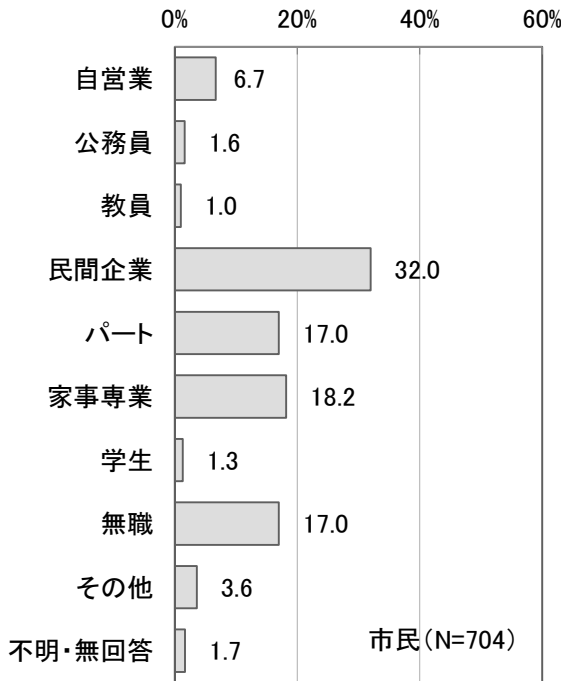
項目	件数
男性	320
女性	372
不明・無回答	12

#### ② 年齢



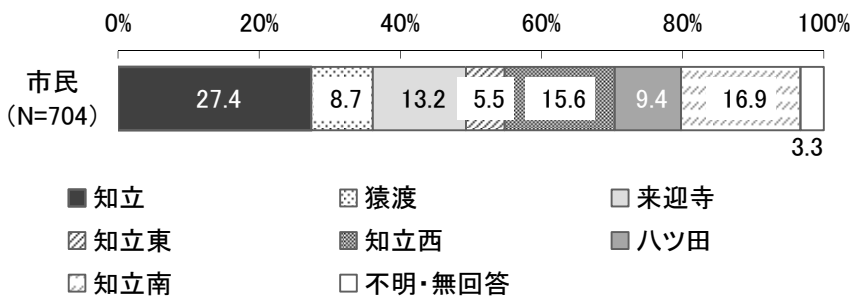
項目	件数
20歳代	61
30歳代	103
40歳代	154
50歳代	120
60歳代	131
70歳代	89
80歳代以上	35
不明・無回答	11

③ 職業



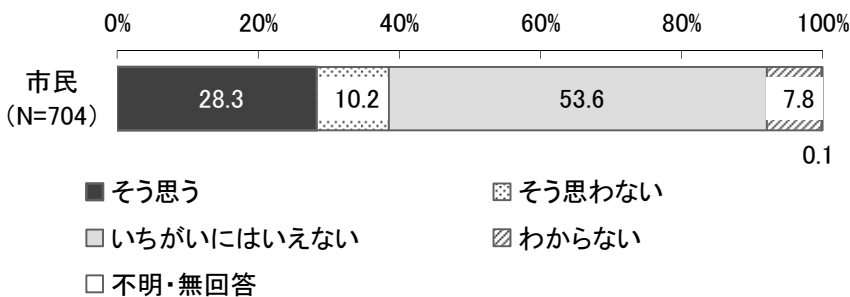
項目	件数
自営業	47
公務員	11
教員	7
民間企業	225
パート	120
家事専業	128
学生	9
無職	120
その他	25
不明・無回答	12

④ 居住地域 (小学校区)



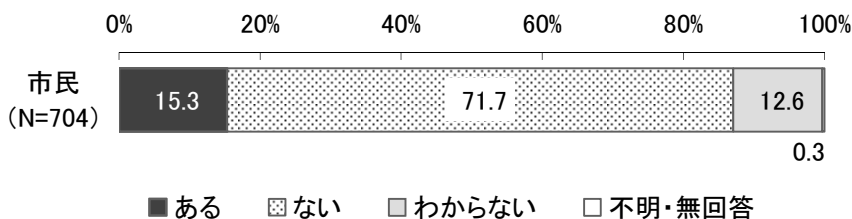
項目	件数
知立	193
猿渡	61
来迎寺	93
知立東	39
知立西	110
八ツ田	66
知立南	119
不明・無回答	23

問1 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○は1つ)



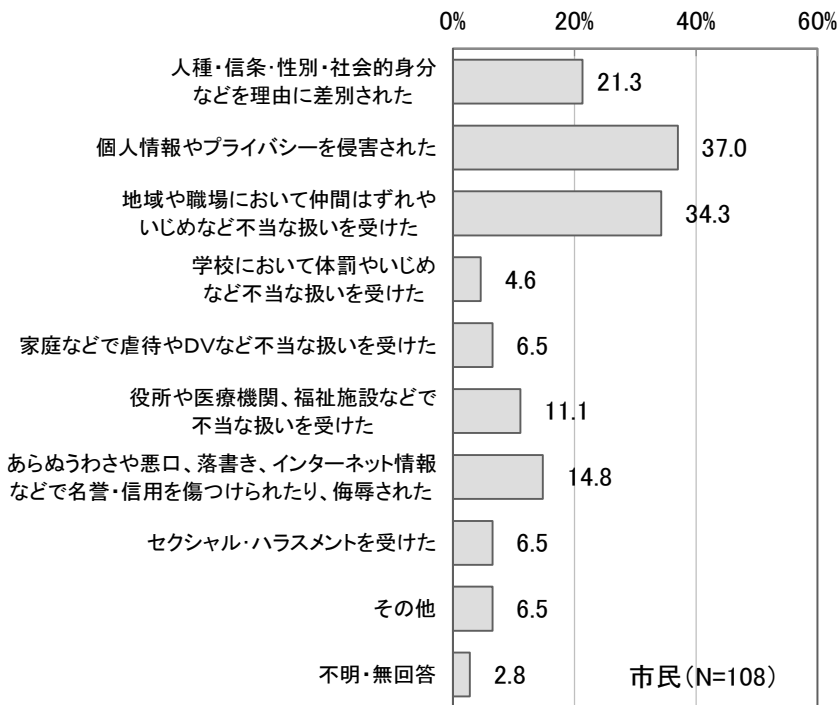
項目	件数
そう思う	199
そう思わない	72
いちがいいにはいえない	377
わからない	55
不明・無回答	1

問2 あなたは、この10年ほどの間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(○は1つ)



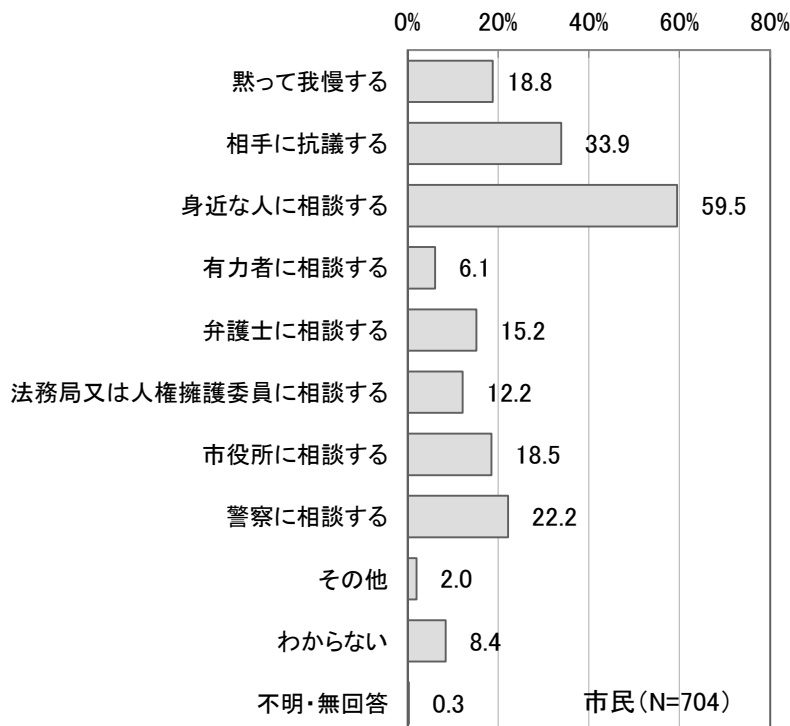
項目	件数
ある	108
ない	505
わからない	89
不明・無回答	2

問3 さしつかえなければ、あなたが人権を侵害されたと思ったのは、どんな場合であったかお聞かせください。(〇はいくつでも)



項目	件数
人種・信条・性別・社会的身分などを理由に差別された	23
個人情報やプライバシーを侵害された	40
地域や職場において仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた	37
学校において体罰やいじめなど不当な扱いを受けた	5
家庭などで虐待やDVなど不当な扱いを受けた	7
役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた	12
あらぬうわさや悪口、落書き、インターネット情報などで名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された	16
セクシャル・ハラスメントを受けた	7
その他	7
不明・無回答	3

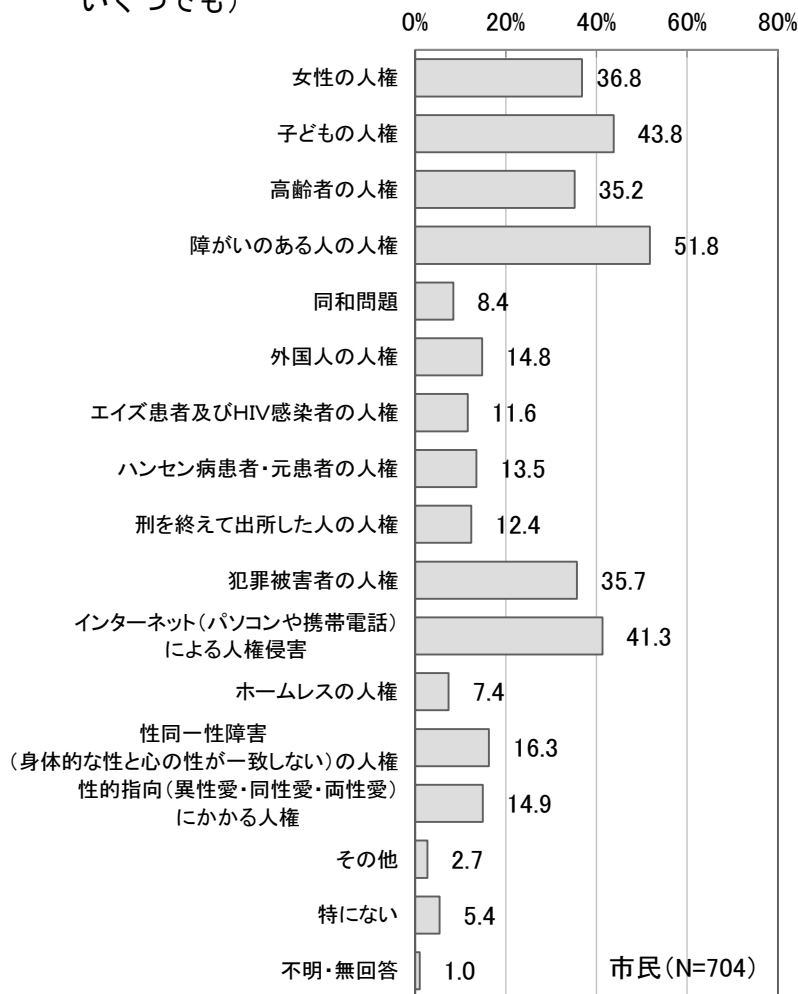
問4 もし、自分の人権を侵害された場合、まず、どのように対応しますか。(〇はいくつでも)



項目	件数
黙って我慢する	132
相手に抗議する	239
身近な人に相談する	419
有力者に相談する	43
弁護士に相談する	107
法務局又は人権擁護委員に相談する	86
市役所に相談する	130
警察に相談する	156
その他	14
わからない	59
不明・無回答	2

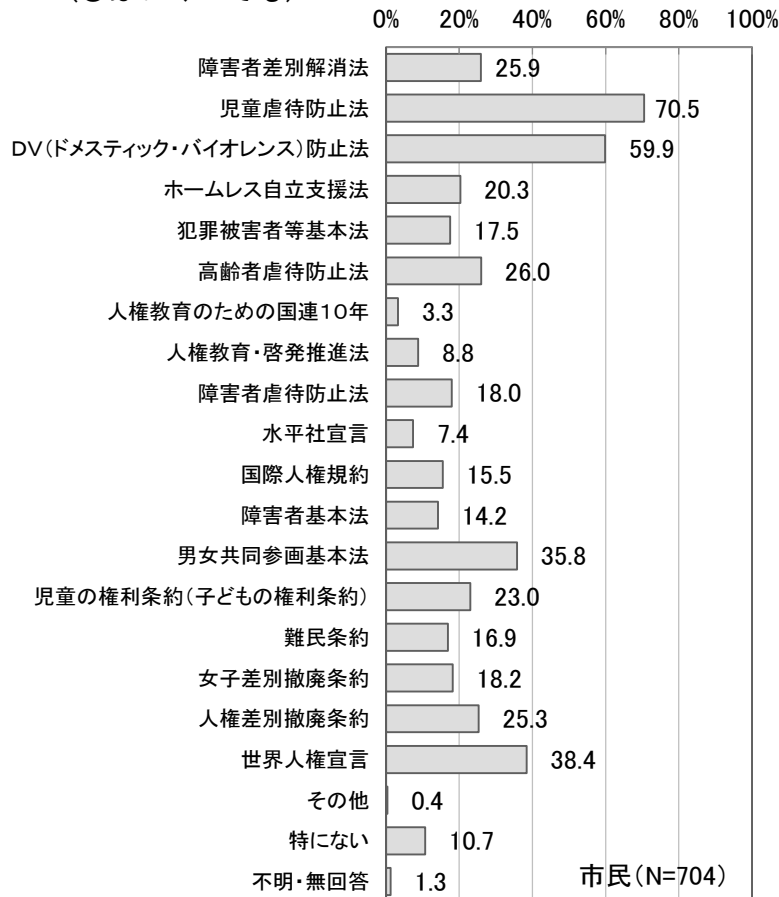


問5 日本の社会における人権にかかわる問題として、重要な問題はどれだと思いますか。(〇はいくつでも)



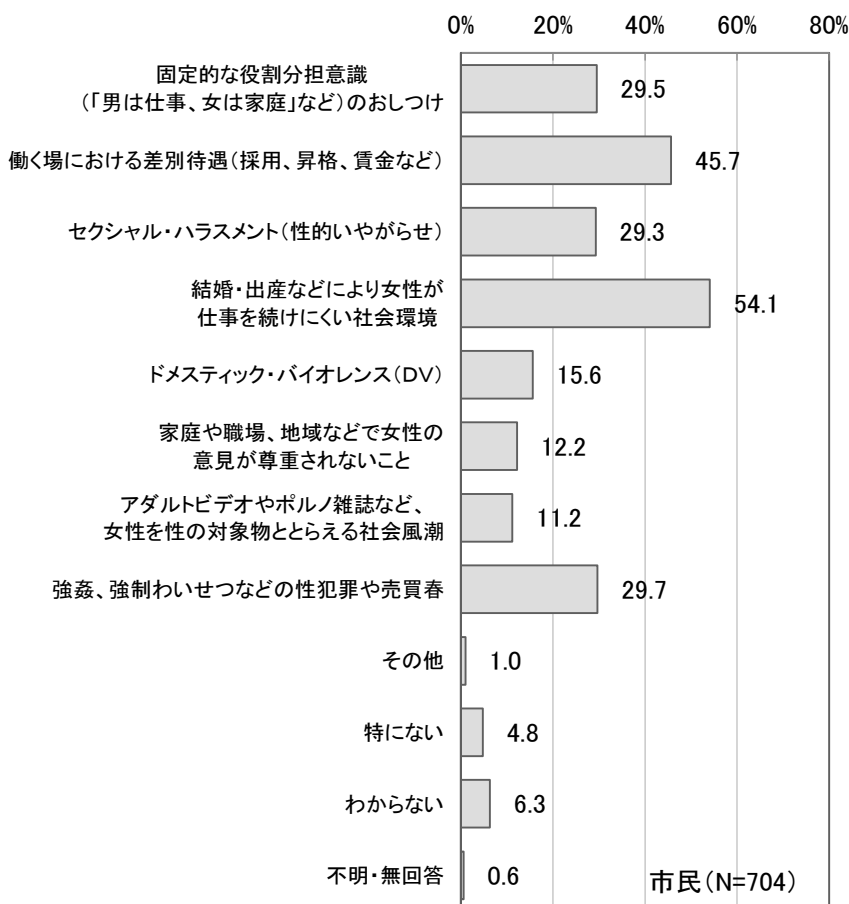
項目	件数
女性の人権	259
子どもの人権	308
高齢者の人権	248
障がいのある人の人権	365
同和問題	59
外国人の人権	104
エイズ患者及びHIV感染者の人権	82
ハンセン病患者・元患者の人権	95
刑を終えて出所した人の人権	87
犯罪被害者の人権	251
インターネット(パソコンや携帯電話)による人権侵害	291
ホームレスの人権	52
性同一性障害(身体的な性と心の性が一致しない)の人権	115
性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)にかかる人権	105
その他	19
特にない	38
不明・無回答	7

問6 人権にかかわる宣言や条約、法律など、あなたが見聞きしたことのあるものはどれですか。(〇はいくつでも)



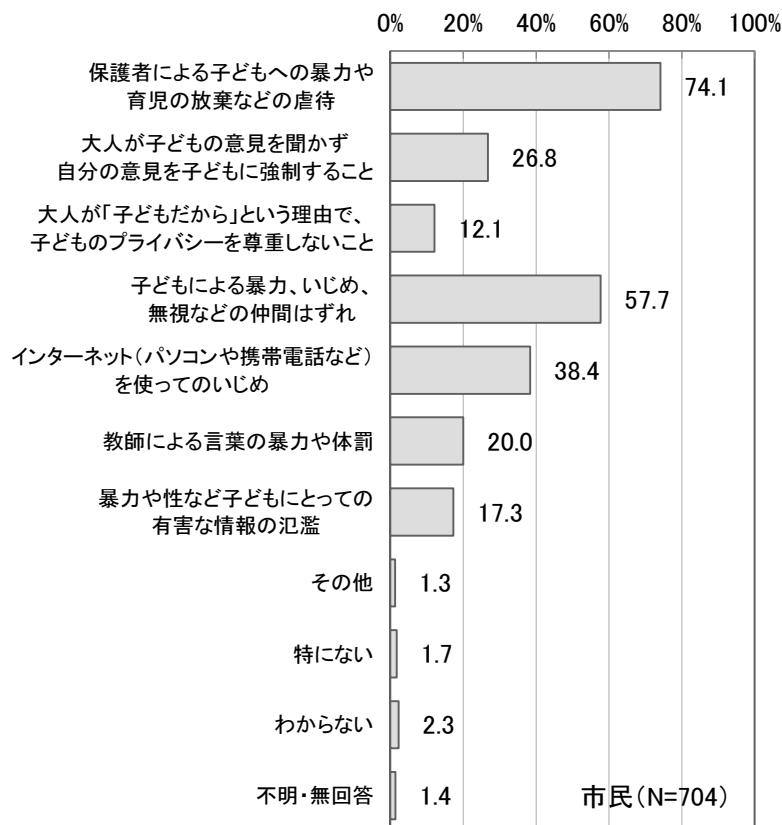
項目	件数
障害者差別解消法	182
児童虐待防止法	496
DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法	422
ホームレス自立支援法	143
犯罪被害者等基本法	123
高齢者虐待防止法	183
人権教育のための国連10年	23
人権教育・啓発推進法	62
障害者虐待防止法	127
水平社宣言	52
国際人権規約	109
障害者基本法	100
男女共同参画基本法	252
児童の権利条約(子どもの権利条約)	162
難民条約	119
女子差別撤廃条約	128
人権差別撤廃条約	178
世界人権宣言	270
その他	3
特にない	75
不明・無回答	9

問7 女性の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つ以内)



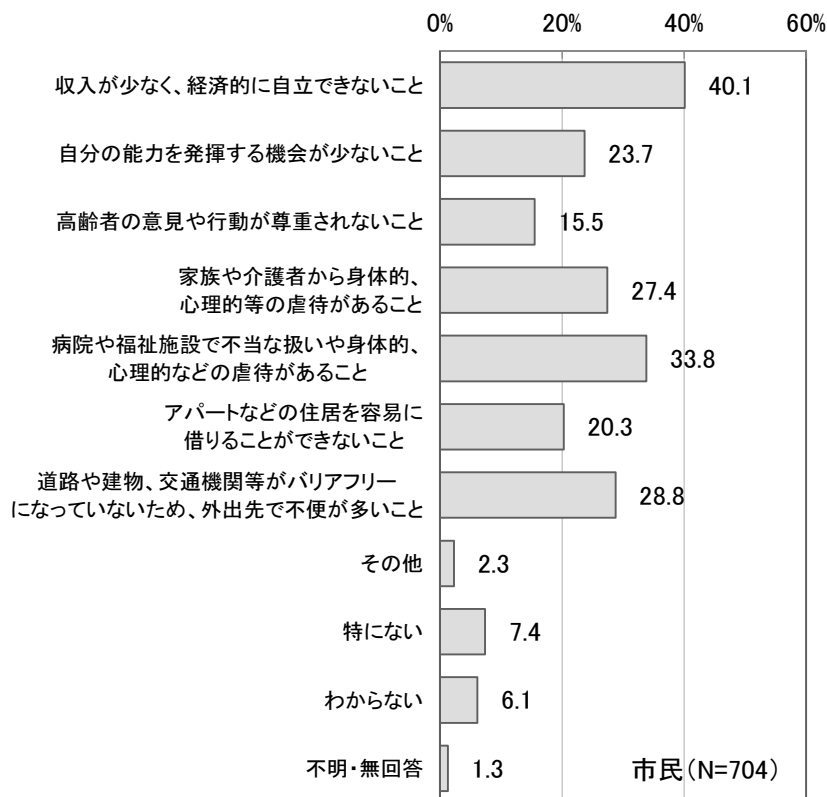
項目	件数
固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)のおしつけ	208
働く場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)	322
セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)	206
結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境	381
ドメスティック・バイオレンス(DV)	110
家庭や職場、地域などで女性の意見が尊重されないこと	86
アダルトビデオやポルノ雑誌など、女性を性的対象物ととらえる社会風潮	79
強姦、強制わいせつなどの性犯罪や売買春	209
その他	7
特にない	34
わからない	44
不明・無回答	4

問8 子どもの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つ以内)



項目	件数
保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待	522
大人が子どもの意見を聞かず自分の意見を子どもに強制すること	189
大人が「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと	85
子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ	406
インターネット(パソコンや携帯電話など)を使ってのいじめ	270
教師による言葉の暴力や体罰	141
暴力や性など子どもにとっての有害な情報の氾濫	122
その他	9
特にない	12
わからない	16
不明・無回答	10

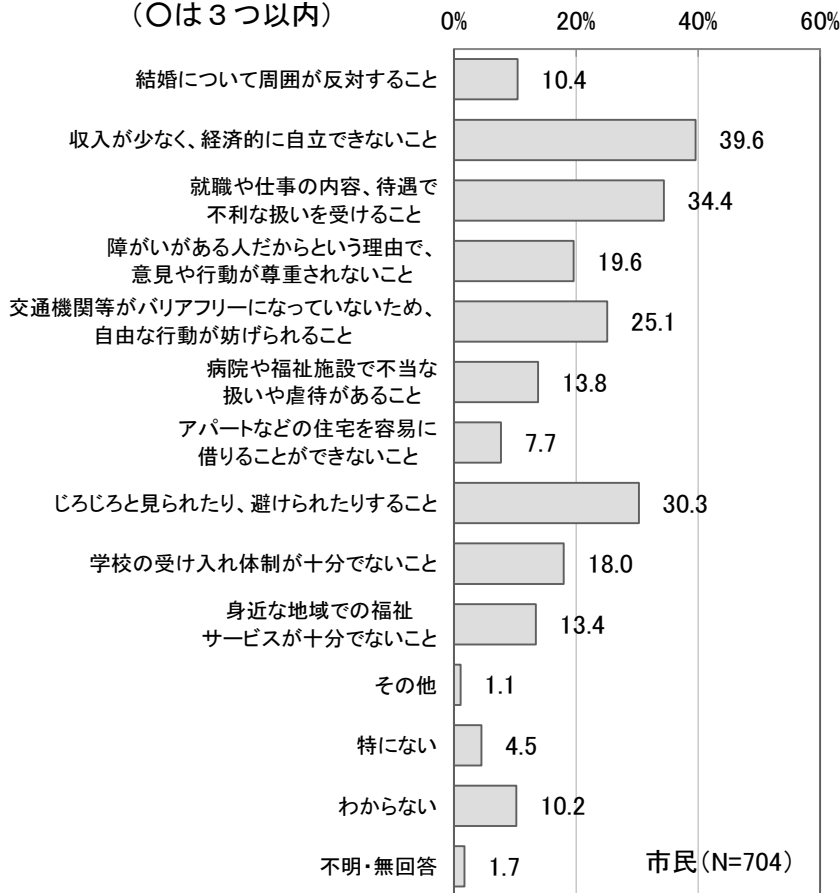
問9 高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つ以内)



項目	件数
収入が少なく、経済的に自立できないこと	282
自分の能力を発揮する機会が少ないこと	167
高齢者の意見や行動が尊重されないこと	109
家族や介護者から身体的、心理的等の虐待があること	193
病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的などの虐待があること	238
アパートなどの住居を容易に借りることができないこと	143
道路や建物、交通機関等がバリアフリーになっていないため、外出先で不便が多いこと	203
その他	16
特にない	52
わからない	43
不明・無回答	9

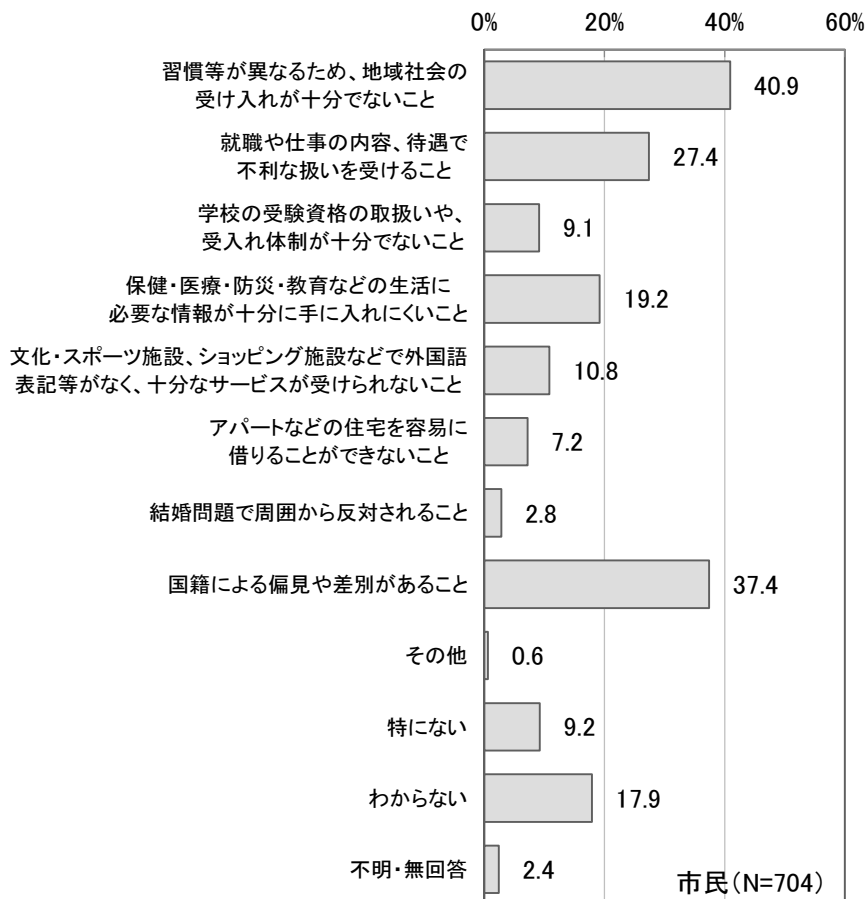
問 10 障がいのある人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。

(○は3つ以内)



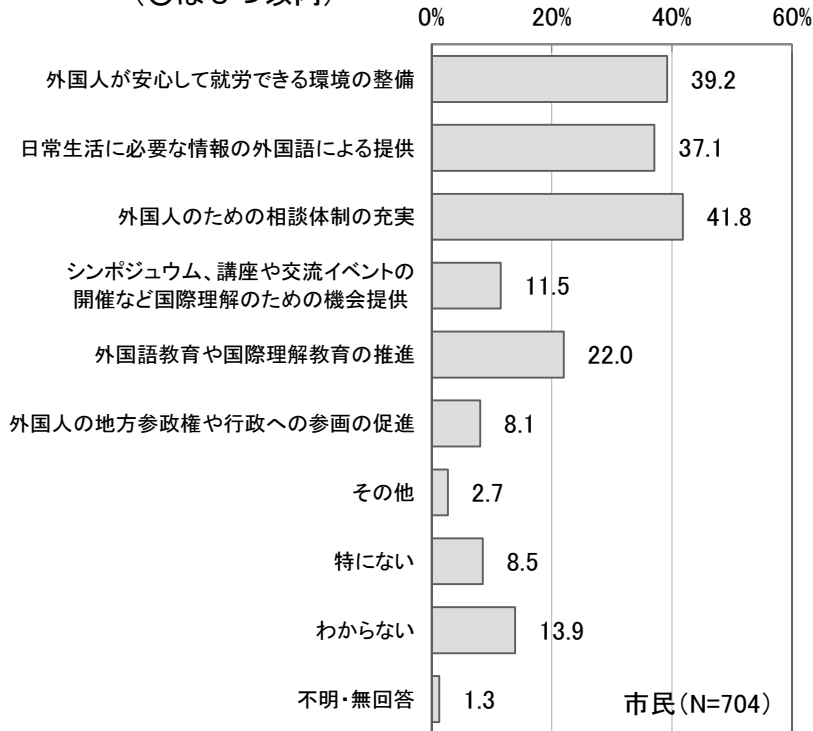
項目	件数
結婚について周囲が反対すること	73
収入が少なく、経済的に自立できないこと	279
就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること	242
障がいがある人だからという理由で、意見や行動が尊重されないこと	138
交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること	177
病院や福祉施設で不当な扱いや虐待があること	97
アパートなどの住宅を容易に借りることができないこと	54
じろじろと見られたり、避けられたりすること	213
学校の受け入れ体制が十分でないこと	127
身近な地域での福祉サービスが十分でないこと	94
その他	8
特にない	32
わからない	72
不明・無回答	12

問 11 外国人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(○は3つ以内)



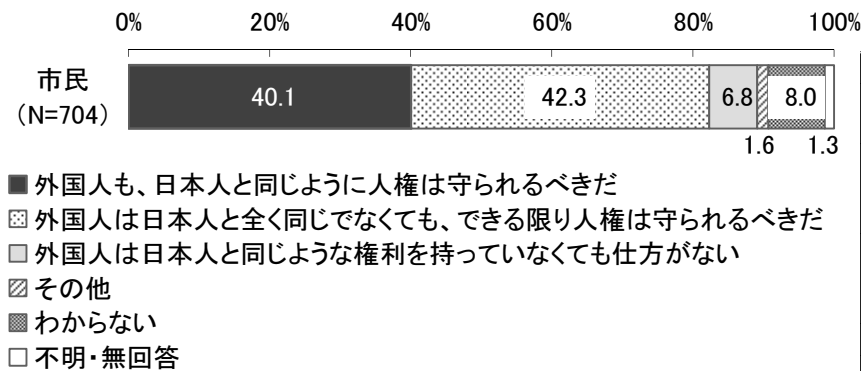
項目	件数
習慣等が異なるため、地域社会の受け入れが十分でないこと	288
就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること	193
学校の受験資格の取扱いや、受入れ体制が十分でないこと	64
保健・医療・防災・教育などの生活に必要な情報が十分に手に入れにくいこと	135
文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表記等がなく、十分なサービスが受けられないこと	76
アパートなどの住宅を容易に借りることができないこと	51
結婚問題で周囲から反対されること	20
国籍による偏見や差別があること	263
その他	4
特にない	65
わからない	126
不明・無回答	17

問 12 外国人の人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。  
(○は3つ以内)



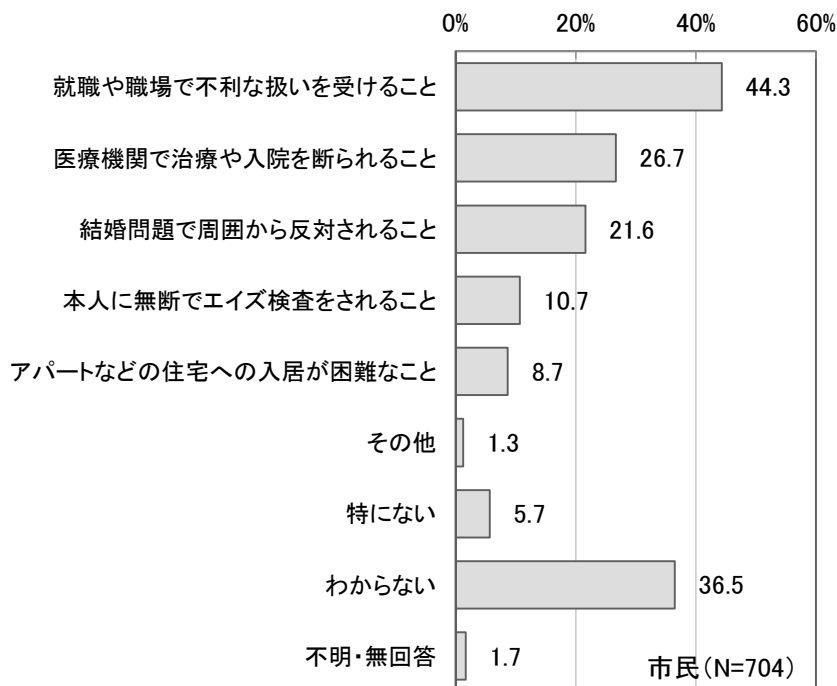
項目	件数
外国人が安心して就労できる環境の整備	276
日常生活に必要な情報の外国語による提供	261
外国人のための相談体制の充実	294
シンポジウム、講座や交流イベントの開催など国際理解のための機会提供	81
外国語教育や国際理解教育の推進	155
外国人の地方参政権や行政への参画の促進	57
その他	19
特にない	60
わからない	98
不明・無回答	9

問 13 外国人の人権擁護について、あなたの考えに近いものはどれでしょうか。(○は1つ)



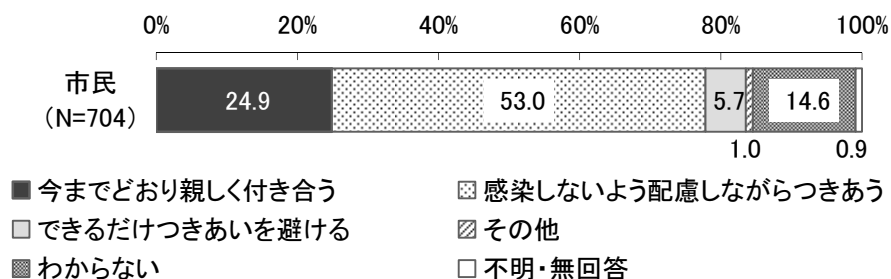
項目	件数
外国人も、日本人と同じように人権は守られるべきだ	282
外国人は日本人と全く同じでなくても、できる限り人権は守られるべきだ	298
外国人は日本人と同じような権利を持っていないけれども仕方がない	48
その他	11
わからない	56
不明・無回答	9

問 14 エイズ患者・H I V（エイズウィルス）感染者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。（○は3つ以内）



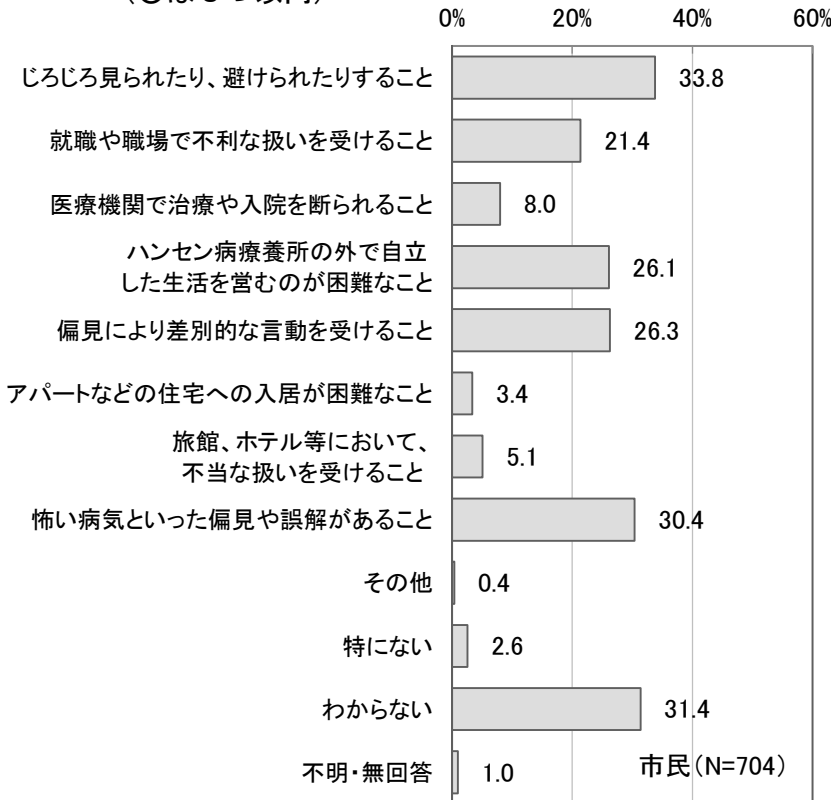
項目	件数
就職や職場で不利な扱いを受けること	312
医療機関で治療や入院を断られること	188
結婚問題で周囲から反対されること	152
本人に無断でエイズ検査をされること	75
アパートなどの住宅への入居が困難なこと	61
その他	9
特にない	40
わからない	257
不明・無回答	12

問 15 仮に、あなたが職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている人がH I V感染者であることがわかった場合、あなたはどうしますか。（○は1つ）



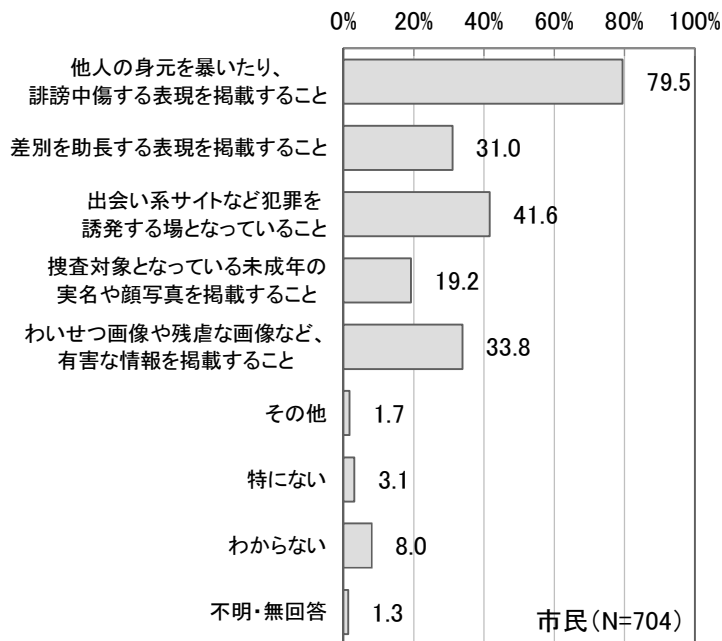
項目	件数
今までもおり親しく付き合う	175
感染しないよう配慮しながらつきあう	373
できるだけつきあいを避ける	40
その他	7
わからない	103
不明・無回答	6

問 16 ハンセン病患者・元患者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。  
 (○は3つ以内)



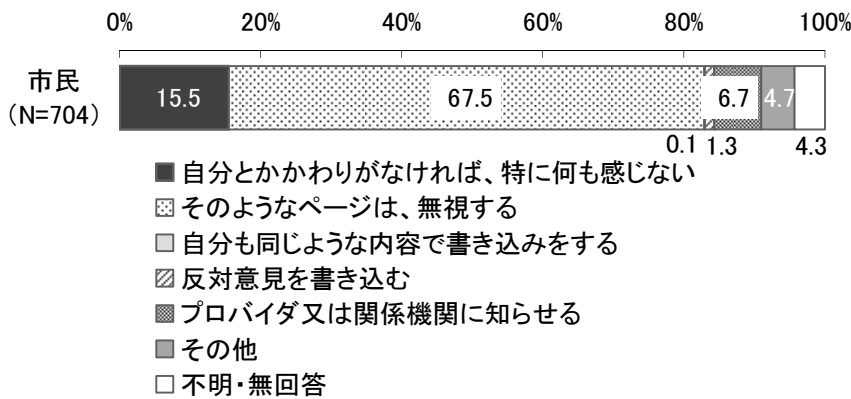
項目	件数
じろじろ見られたり、避けられたりすること	238
就職や職場で不利な扱いを受けること	151
医療機関で治療や入院を断られること	56
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと	184
偏見により差別的な言動を受けること	185
アパートなどの住宅への入居が困難なこと	24
旅館、ホテル等において、不当な扱いを受けること	36
怖い病気といった偏見や誤解があること	214
その他	3
特にない	18
わからない	221
不明・無回答	7

問 17 インターネットによる人権侵害に関して、現在特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○は3つ以内)



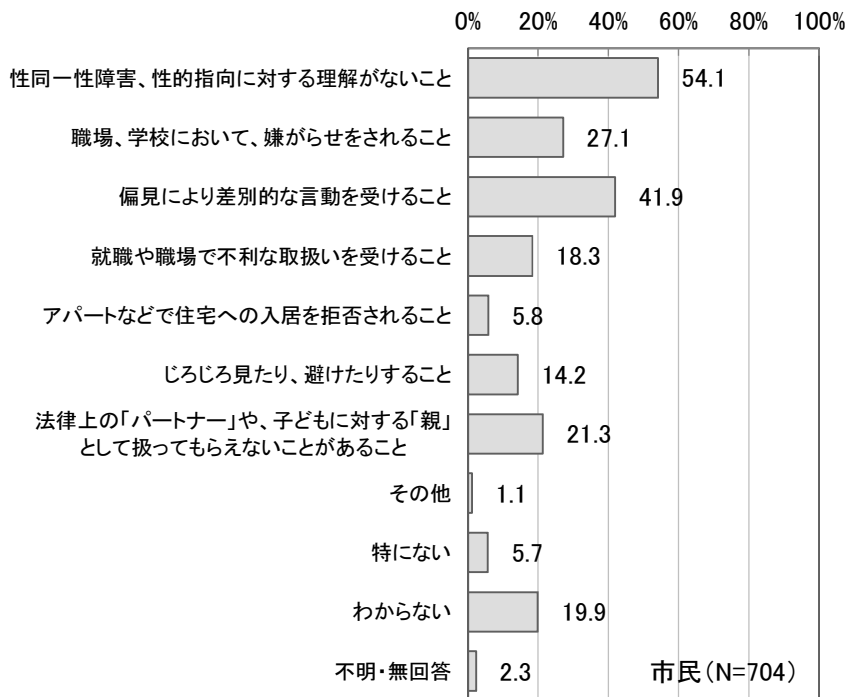
項目	件数
他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること	560
差別を助長する表現を掲載すること	218
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	293
捜査対象となっている未成年の実名や顔写真を掲載すること	135
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること	238
その他	12
特にない	22
わからない	56
不明・無回答	9

問 18 インターネット上で、他人を誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような書き込みやホームページを発見した場合、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)



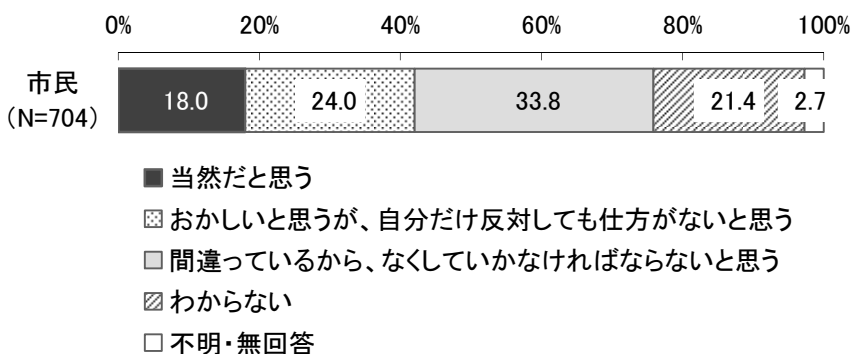
項目	件数
自分とかかわりがなければ、特に何も感じない	109
そのようなページは、無視する	475
自分も同じような内容で書き込みをする	1
反対意見を書き込む	9
プロバイダ又は関係機関に知らせる	47
その他	33
不明・無回答	30

問 19 性同一性障害及び性的指向に関する人権上の問題で、現在、特に問題となっているのは、どのようなことだと思いますか。(〇はいくつでも)



項目	件数
性同一性障害、性的指向に対する理解がないこと	381
職場、学校において、嫌がらせをされること	191
偏見により差別的な言動を受けること	295
就職や職場で不利な取扱いを受けること	129
アパートなどで住宅への入居を拒否されること	41
じろじろ見たり、避けたりすること	100
法律上の「パートナー」や、子どもに対する「親」として扱ってもらえないことがあること	150
その他	8
特にない	40
わからない	140
不明・無回答	16

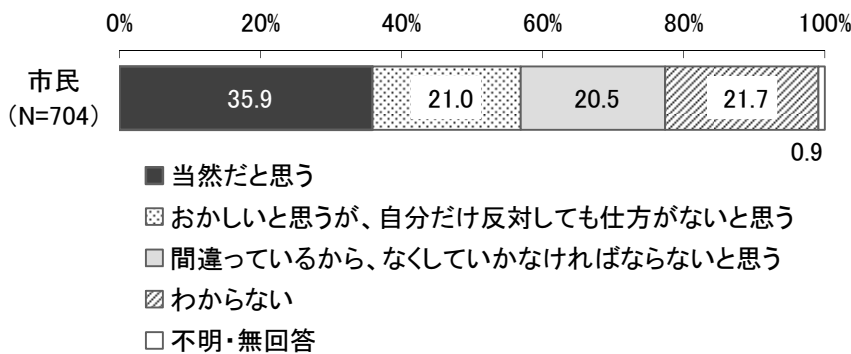
問 20 結婚相手を決めるとき、家柄とか血筋を問題にする風習について、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)



項目	件数
当然だと思う	127
おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	169
間違っているから、なくしていかなければならないと思う	238
わからない	151
不明・無回答	19

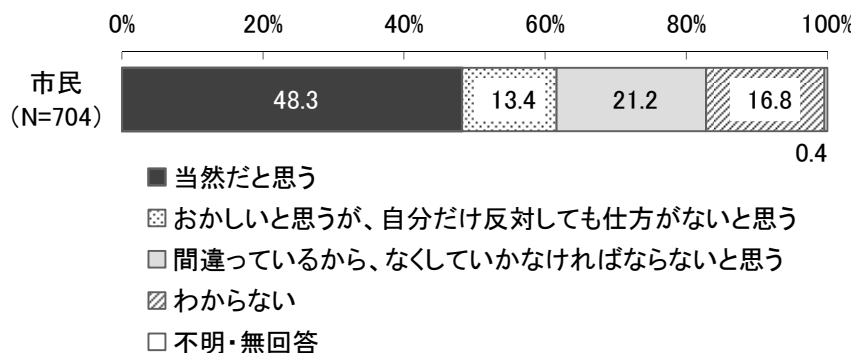


問 21 結婚にあたり、家柄や家族状況を調べること（聞き合わせ）について、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）



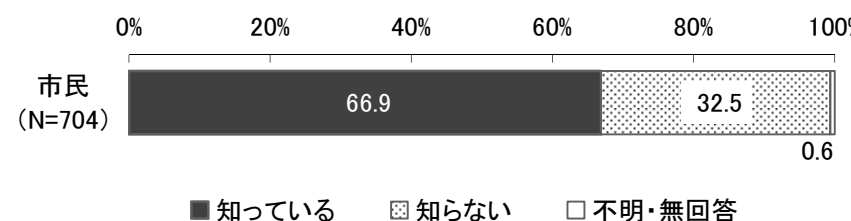
項目	件数
当然だと思う	253
おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	148
間違っているから、なくしていかなければならないと思う	144
わからない	153
不明・無回答	6

問 22 企業が採用選考のとき身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）



項目	件数
当然だと思う	340
おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	94
間違っているから、なくしていかなければならないと思う	149
わからない	118
不明・無回答	3

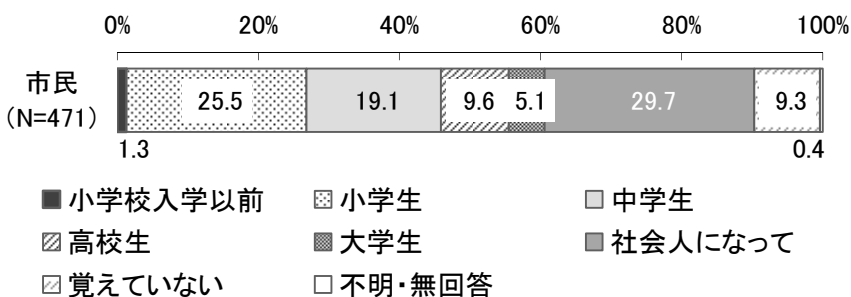
問 23 あなたは、日本の社会に「同和地区」、「被差別部落」などとよばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和問題」、「部落差別」、「部落問題」といわれる問題があることを知っていますか。（○は1つ）



項目	件数
知っている	471
知らない	229
不明・無回答	4

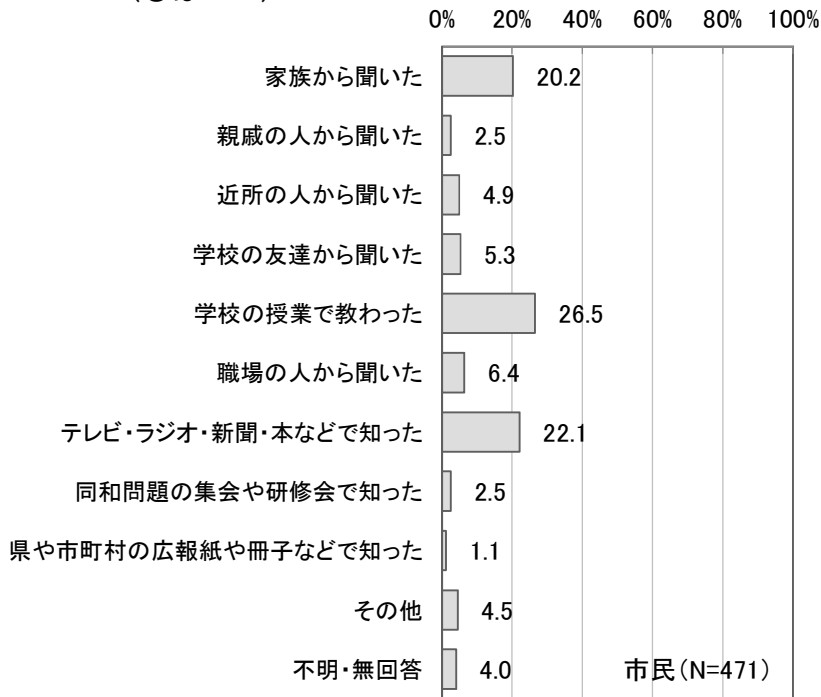
※問24～30は、問23で「知っている」と回答した人のみ

問 24 あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのは、いつ頃ですか。（○は1つ）



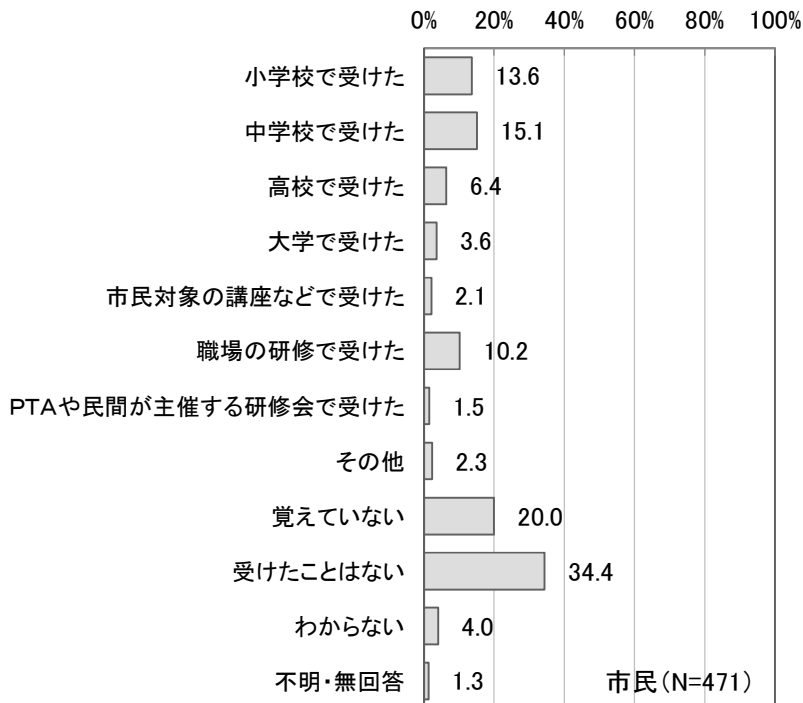
項目	件数
小学校入学以前	6
小学生	120
中学生	90
高校生	45
大学生	24
社会人になって	140
覚えていない	44
不明・無回答	2

問 25 あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。  
(○は1つ)



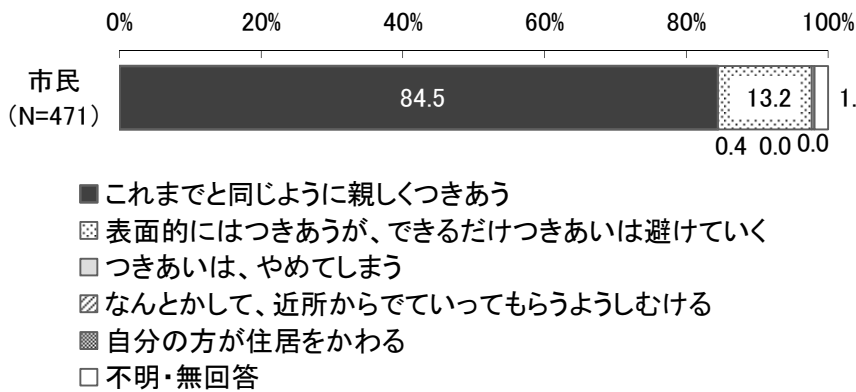
項目	件数
家族から聞いた	95
親戚の人から聞いた	12
近所の人から聞いた	23
学校の友達から聞いた	25
学校の授業で教わった	125
職場の人から聞いた	30
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	104
同和問題の集会や研修会で知った	12
県や市町村の広報紙や冊子などで知った	5
その他	21
不明・無回答	19

問 26 あなたは、学校、職場及び地域で同和問題について教育を受けたり学習をしたことがありますか。(○はいくつでも)



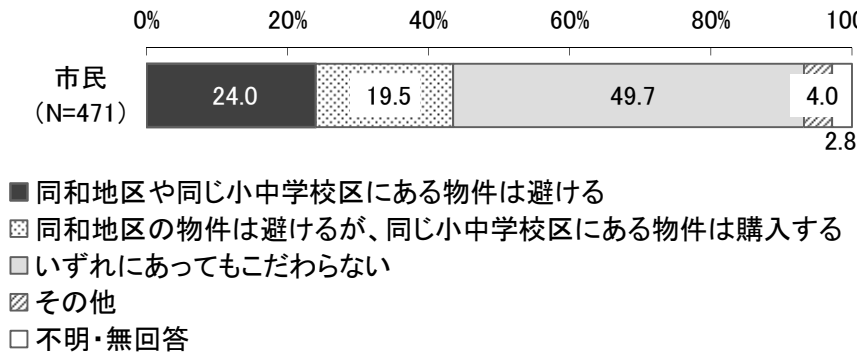
項目	件数
小学校で受けた	64
中学校で受けた	71
高校で受けた	30
大学で受けた	17
市民対象の講座などで受けた	10
職場の研修で受けた	48
PTAや民間が主催する研修会で受けた	7
その他	11
覚えていない	94
受けたことはない	162
わからない	19
不明・無回答	6

問 27 仮に、日ごろ親しくつきあっている隣近所の人々が、なにかのことで同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(○は1つ)



項目	件数
これまでと同じように親しくつきあう	398
表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていく	62
つきあいは、やめてしまう	2
なんとかして、近所からでていってもらようしむける	0
自分の方が住居をかわる	0
不明・無回答	9

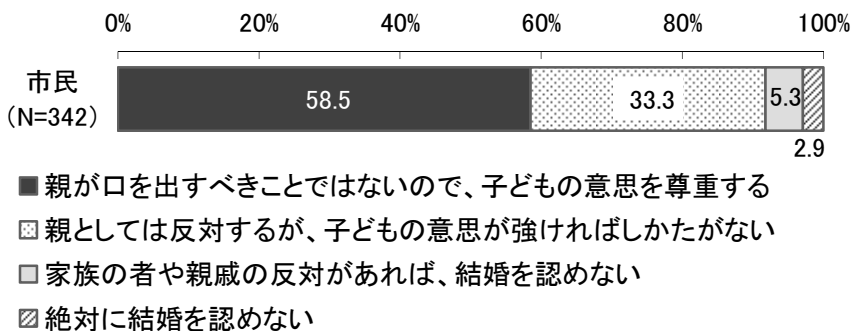
問 28 あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがありますか。(○は1つ)



項目	件数
同和地区や同じ小中学校区にある物件は避ける	113
同和地区の物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は購入する	92
いずれにあってもこだわらない	234
その他	19
不明・無回答	13

※子どもがいる人のみ

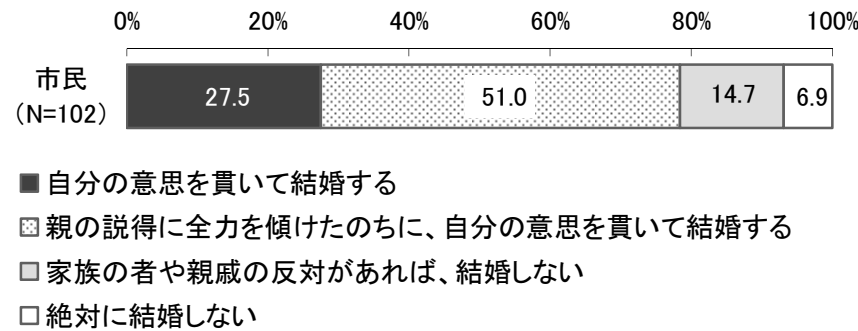
問 29 あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(○は1つ)



項目	件数
親が口を出すべきことではないので、子どもの意思を尊重する	200
親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない	114
家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない	18
絶対に結婚を認めない	10

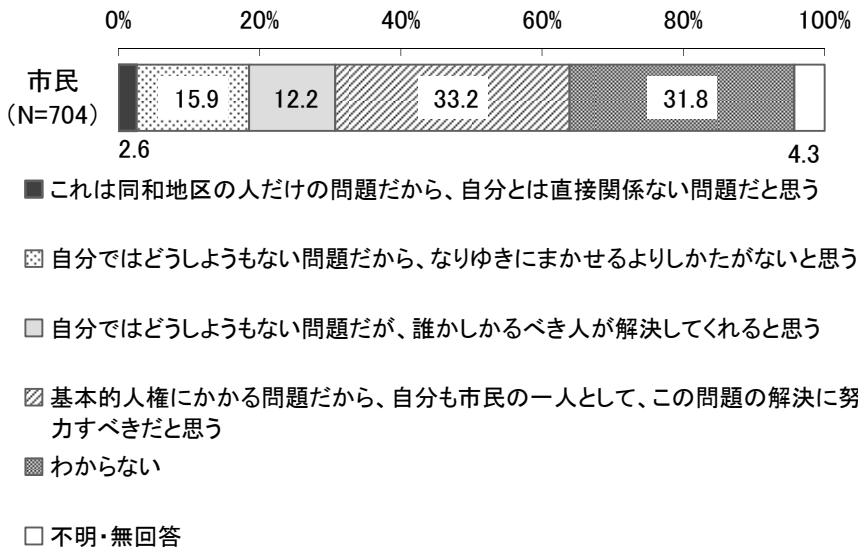
※独身の人のみ

問 30 あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。(○は1つ)



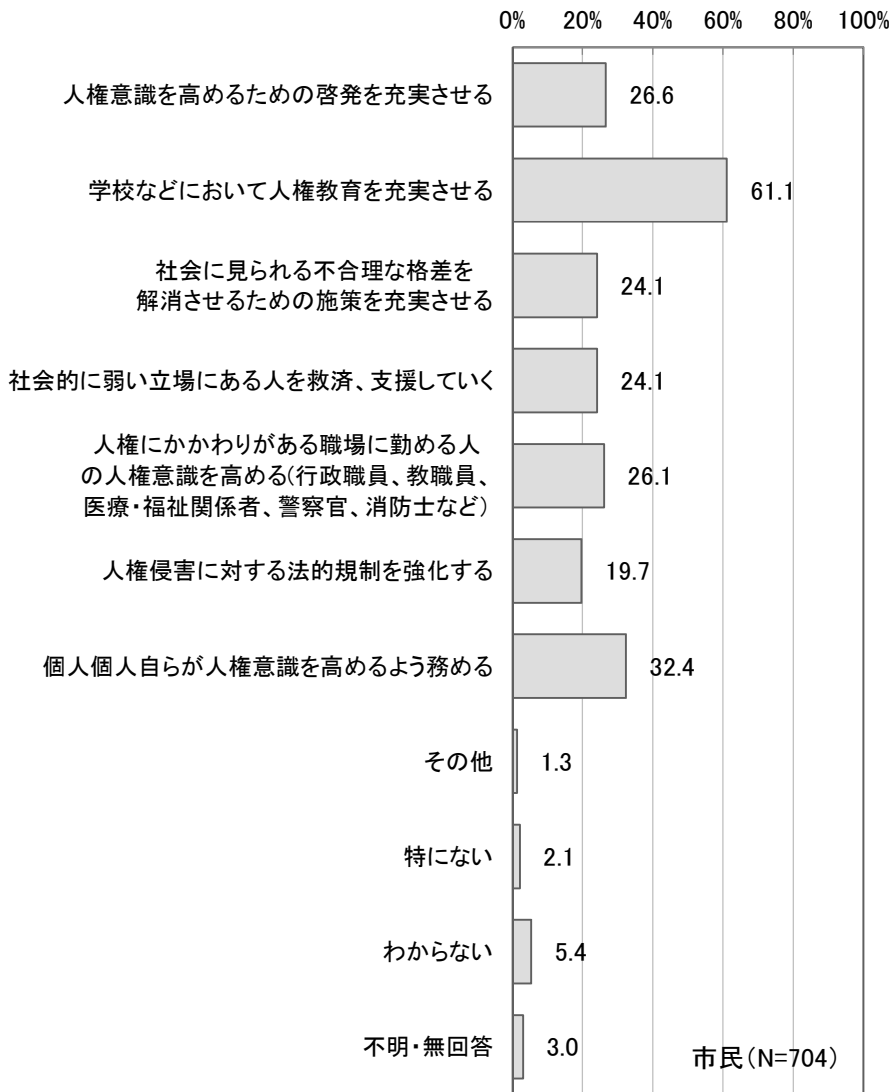
項目	件数
自分の意思を貫いて結婚する	28
親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する	52
家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない	15
絶対に結婚しない	7

問 31 同和問題の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。(○は1つ)



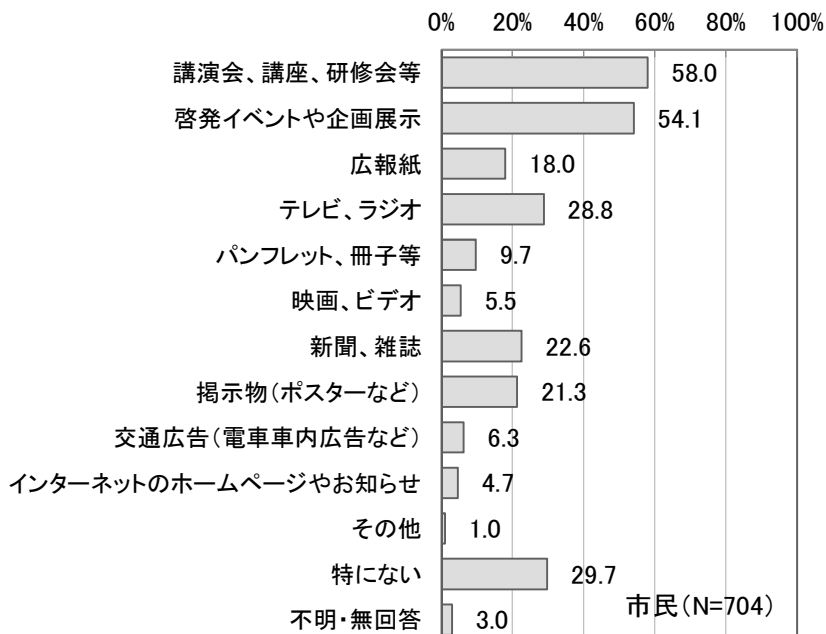
項目	件数
これは同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う	18
自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う	112
自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う	86
基本的人権にかかる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う	234
わからない	224
不明・無回答	30

問 32 人権が尊重される社会を実現するには特にどのような取り組みが必要だと思いますか。  
(○は3つ以内)



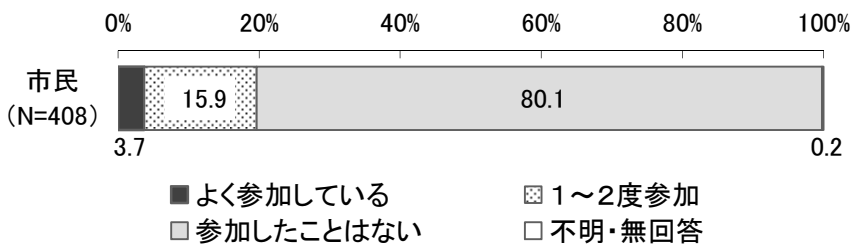
項目	件数
人権意識を高めるための啓発を充実させる	187
学校などにおいて人権教育を充実させる	430
社会に見られる不合理な格差を解消させるための施策を充実させる	170
社会的に弱い立場にある人を救済、支援していく	170
人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める(行政職員、教職員、医療・福祉関係者、警察官、消防士など)	184
人権侵害に対する法的規制を強化する	139
個人個人自らが人権意識を高めるよう務める	228
その他	9
特にない	15
わからない	38
不明・無回答	21

問 33 人権問題について県や市町村が行っている啓発活動のうちで、あなたが実際に参加したり、見聞きしたことがあるものはありますか。(○はいくつでも)



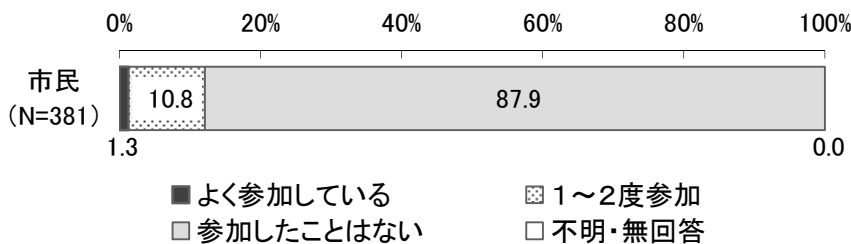
項目	件数
講演会、講座、研修会等	408
啓発イベントや企画展示	381
広報紙	127
テレビ、ラジオ	203
パンフレット、冊子等	68
映画、ビデオ	39
新聞、雑誌	159
掲示物(ポスターなど)	150
交通広告(電車車内広告など)	44
インターネットのホームページやお知らせ	33
その他	7
特にない	209
不明・無回答	21

※問33で「講演会、講座、研修会等」と回答した人のみ  
問33-1 講演会、講座、研修会への参加状況（○は1つ）



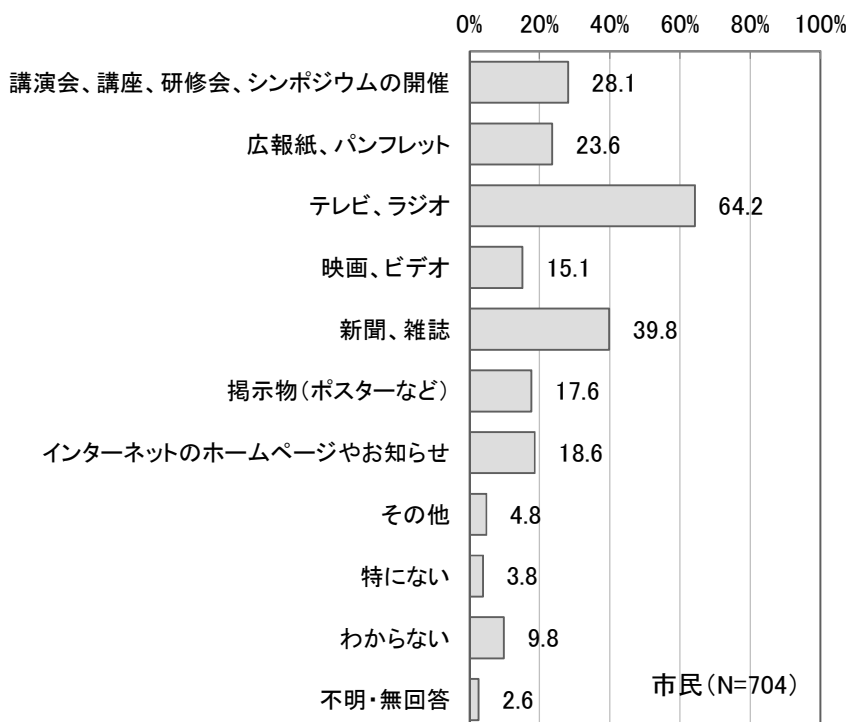
項目	件数
よく参加している	15
1~2度参加	65
参加したことはない	327
不明・無回答	1

※問33で「啓発イベントや企画展示」と回答した人のみ  
問33-2 啓発イベントや企画展示（○は1つ）



項目	件数
よく参加している	5
1~2度参加	41
参加したことはない	335
不明・無回答	0

問34 人権尊重の理解を深めるために、特に効果的な啓発活動は何だと思いますか。（○はいくつでも）



項目	件数
講演会、講座、研修会、シンポジウムの開催	198
広報紙、パンフレット	166
テレビ、ラジオ	452
映画、ビデオ	106
新聞、雑誌	280
掲示物(ポスターなど)	124
インターネットのホームページやお知らせ	131
その他	34
特にない	27
わからない	69
不明・無回答	18

## 用語解説

(50音順)

### ■「あいフレンド」

知立市における特別な支援を必要とする児童生徒（不登校児童生徒など）に対して、学級担任や不登校担当教員、心の指導員などと連携をとりながら支援活動を行い、個に応じた指導の充実を図る目的で実施している事業です。事業の内容は、将来教員を目指す大学生や院生などを「あいフレンド」として、平成10（1998）年度から17（2005）年度は不登校児童生徒を対象に、平成18（2006）年度は発達障がいのある児童生徒にも対象を広げました。平成19（2007）年度からは、一人ひとりの児童生徒へのよりきめ細かな指導を図るため、「あいフレンド」は不登校児童生徒のみを対象とし、支援を行っています。（発達障がいのある児童生徒に対しては発達障がい児等支援補助員を配置していません。）

### ■「えせ同和行為」

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として、高価な書籍を売りつけたり、不当な寄付を募ったりという行為のことです。

### ■「公正採用選考人権啓発推進員」

職業選択の自由を保障し、すべての人々に「就職の機会均等が保障されるよう、事業主など、雇用する側が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者の適性と能力のみに基づく公正な採用選考を実施できるよう、一定規模以上の事業所（愛知県の場合は、常時使用する従業員の数が30人以上の事業所、職業紹介事業、派遣事業を行う事業所が設置対象）において、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置することとなっています。そして、この「推進員」に対し職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業所の公正な採用選考システムの確立を図ることを目的としています。

### ■「合理的配慮」

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を持ち、または行使することを確保するために必要かつ適当な変更及び調整のことです。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

### ■「心の教室相談員」

中学生生徒が悩みなどを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在です。教員ではない地域に住む人を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供し、生徒の心の安定を図るため、各中学校に「心の教室相談員」を設置し、「心の教室」（相談室）に常駐しています。

## ■ 「スクールカウンセラー」

児童の心の問題に対応するため、学校に配置される心理学の専門知識を持った臨床心理士などの専門家のことをいいます。学校におけるいじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行います。

## ■ 「成年後見制度」

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、財産を管理したり、さまざまな契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## ■ 「地域包括ケアシステム」

高齢者が住みなれた地域（日常生活圏域）で、自分らしい暮らしを営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される仕組みのことです。

## ■ 「地域包括支援センター」

地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置しています。

## ■ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれます。

## ■ 「日常生活自立支援事業」

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

## ■ 「ノーマライゼーション」

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助けあいながら暮らしていくことが正常な社会の在り方であるとする考え方であり、また、それに基づく社会福祉政策のことです。



## ■「バリアフリー」

高齢者や障がい者が社会生活していくうえで障壁（バリア）となるものを除去することです。もともとは、建物内の段差解消などハード面の障壁の除去を指すことが主でしたが、最近は人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアが問題となり「心のバリアフリー」が求められています。

## ■「フィルタリングサービス」

インターネット上などに公開されている情報のうち、暴力や犯罪など特定のテーマへのアクセスをプロバイダーや携帯電話事業者が選択的に制限するサービスです。

## ■「ヘイトスピーチ」

特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことです。

## ■「ユニバーサルデザイン」

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が気持ちよく暮らせるようにあらかじめ都市景観や生活環境を計画する考え方です。

## ■「リベンジポルノ」

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、インターネット上などに公表する行為です。

## ■「隣保館」

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うための施設です。

## ■『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」

平成 28（2016）年 7 月に厚生労働省に設置されました。人口減少、家族・地域社会の変容などにより生じた既存の縦割りシステムの課題への対応や、地域共生社会を実現するための具体策を検討します。